

市役所（本所・各地域庁舎）・上下水道部の一般業務は、一部の業務を除き休業します

## 10連休（4月27日～5月6日）期間中の業務

### 荘内病院の外来診療

☎ 荘内病院医事課 ☎26 - 5111 内線6119

#### 4月30日(火)・・・臨時開院します

診療を行う科は次のとおりです。

消化器科、循環器科、神経内科、整形外科、小児科、  
眼科、産科・婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科  
※初診の方は紹介状をお持ちください。

急な病気、歯痛は

### 休日夜間診療所・休日歯科診療所

☎ 健康課（にこ♥ふる） ☎内線362

日曜日、祝日は通常どおり開所します。

連休中は診療所が大変混雑することが予想されます。連休前から不調なときは、早目にかかりつけ医で受診しましょう。

※受付時間等の詳細は本号29ページをご覧ください。

#### 医療機関の受診に迷ったら・・・

夜間の急な発熱や不調についての相談は、山形県救急電話相談をご利用ください。

- 小児救急 # 8000
  - 大人の救急 # 8500
- ）年中無休、午後7時～10時

### 戸籍の届出

☎ 本所市民課 ☎内線112 または各地域庁舎市民福祉課へ

市役所本所、各地域庁舎の休日・夜間受付窓口で受け付けます。

※連休明けの初日は窓口が大変混雑することが予想されます。手続きによっては長時間お待ちいただく場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

### ルールを守り、ごみの出し忘れにご注意を ごみ収集

☎ 廃棄物対策課 ☎内線677  
または各地域庁舎市民福祉課へ

もやすごみ（茶色袋）

5月2日(木)・3日(金)・・・収集がありません

もやすごみ以外（桃・黄・青・緑色袋）

4月29日(月)～5月3日(金)

・・・収集がありません

※詳細は「ごみ収集カレンダー」でご確認ください。

### 保育園での「臨時的一時預かり」

☎ 本所子育て推進課 ☎内線180

4月30日(火)、5月1日(水)・2日(木)

・・・保護者等が就労のため家庭保育ができない  
生後6か月以上の未就学児を保育します

実施保育園

かたばみ保育園

保育時間

午前7時30分～午後7時のうち、保護者等が就労のため保育を必要とする時間

費用

3歳未満・・・1日3,000円

3歳以上・・・1日2,000円

持ち物

昼食、寝具、おむつ等

申込み

4月15日(日)まで申請書に勤務証明書を添えて  
子育て推進課へ

※申請書等は同課で交付。市HPからダウンロードすることもできます。

政治家のなり手がいないという。政治だけではない、様々な職場で担い手不足、人材不足の問題が出ている。なぜだろう。どうしたら解決できるだろう。

「何のために」ということを、常に自問し、あるいは人にも問うている。何のために働くのか。政治はどうあるべきか。公務員はどうあるべきか。何のためにこの事業を行うのか。

「ほんとうの豊かさ」とは何だろうか。その解釈は、市民に委ねるべきだ、とした鶴岡市総合計画審議会の意見に、私は賛成だ。経済的・物質的な豊かさ、自然や歴史、精神的な豊かさ、どちらか一方とはなり得ないし、人によって豊かさの捉え方は異なるに違いない。

審議会からは、「多様性」という言葉も、鶴岡の現状と未来を表すキーワードだとのご意見をいただいた。全く同感である。自然環境の多様性、在来作物の多様性、多様な伝統・文化・価値観を認め合う社会。そこから生まれる産業、創造的な活動。国連の持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みへの関心が高まる中、地球上の誰一人として取り残さない、という考えは、食文化の継承やお互い様の地域づくりをはじめ、鶴岡では脈々と実践されてきたことだ。だから、ほんとうの豊かさ



# 第2次鶴岡市総合計画が策定されました

問本所政策企画課 ☎内線523

—めざす都市像—

## ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統のまち 鶴岡

—キャッチフレーズ—

### 毎日、おいしい。ここで、暮らしたい。

鶴岡市の今後10年間の市政運営の方向性を定める第2次鶴岡市総合計画が、市議会3月定例会で承認を受け、策定されました。豊かな自然環境、優れた観光資源、高等教育機関等の研究活動、城下町の伝統・文化がある生活など、本市のすばらしい資源や特性を生かし、少子高齢化と人口減少に立ち向かう第2次鶴岡市総合計画の特徴を紹介します。

#### 未来創造のプロジェクトの設定

各分野を横断的に展開し、相乗効果を狙った取り組み

##### 社会システムを整える

- 若者・子育て世代応援プロジェクト
- 全世代全対象型地域包括ケア推進プロジェクト
- 輝く女性活躍推進プロジェクト

##### 産業をのびす

- 食文化・食産業創造プロジェクト
- 産業強化イノベーションプロジェクト

##### まちを活性化する

- 城下町つるおかリブランディングプロジェクト
- 地域国際化SDGs推進プロジェクト

#### 市民の声・意見を計画に反映

- 市民ワークショップ「つるおか未来カフェ」を実施
- 各地域振興懇談会で議論
- 鶴岡まちづくり塾で地域ごとにワークショップを実施

#### 総合計画キャッチフレーズの設定

- 総合計画全体を表す「キャッチフレーズ」を今回新たに設定

#### 施策の大綱に「地域の振興」を設定

- 新たに7番目の施策の大綱として「地域の振興」を設定
- 基本計画の取り組みにも新たに「地域の振興」の項目を設定

#### PDCAサイクルによる計画の進行管理

- 施策を継続的に評価・改善するPDCAサイクルを取り入れた進行管理
- 基本計画各分野の一定項目に成果指標を設定

☆詳しい内容については、市広報7月号と一緒に配付する概要版でお知らせする予定です。

とは、多様性のある鶴岡らしさを取り戻すこと、と解釈することもできるだろう。

3月6日、鶴岡東高校を卒業したばかりの阿藤七瑚さんの表敬訪問を受けた。長身のエースとしてチームを県優勝に導き、日本女子ソフトボールリーグの厚木SCに入団することになったのだ。お父さんと共に、七瑚さん自身も取り立ての免許で、ハンドルを握り、車二台を連ねて、日本一とオリンピックを目指す、新しい夢の舞台へ向かうと言う。これからの前途に幸多からんと、願わずにはいられなかった。新年度、新しい学校、新しい職場、市役所でも人事異動が行われ、新人はもちろん、新しい部署、新しい役割で仕事にスタートする。民間も行政も、大事なことは、適材適所。多様な生き方とその個性を發揮するために、自分がやりたいこと、進みたい方向を意識し、経験を積んでいってほしい。

2月10日、羽黒町婦人会の「婦人大学」でお話をさせていただいた際、私は、外山滋比古氏の『思考の整理学』という本を紹介した。もつと若いうちに読んでおきたかった本だ。当日、いっつもどうやって原稿を書いているのかと質問を受けた。「朝飯前」という言葉があるように、この本では、朝の頭で書き上げることを勧めている。どうやって仕事を進め、解決するか。「毎日おいしい。ここで、暮らしたい。」という我が街の充実と具体化のため、朝飯前の時間を有効活用し、市民・企業の皆様と共に知恵を絞って取り組んでいきたい。

皆川 治

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

## 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります

☎介護保険料……………本所長寿介護課☎内線187または各地域庁舎市民福祉課へ  
国民健康保険税……………本所課税課☎内線205  
後期高齢者医療保険料…本所国保年金課☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

次に該当する方は、4月に平成31年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、平成30年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

### ※現在、既に年金から差し引かれている方は…

仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差し引かれた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます。

### ■4月に新たに仮徴収が始まる方

#### 《介護保険料》

65歳以上の方

昭和28年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象となった方  
→4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

#### 《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和28年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象世帯となった方  
→2月中旬に仮徴収額決定通知書をお送りしています

#### 《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

平成30年6月1日～10月2日に後期高齢者医療制度に加入し、新たに年金からの差引きの対象となった方  
→4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

### ■年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方に該当する方	①～⑤の全てに該当する方	①～③の全てに該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保険料を足した額が、差引きの対象となる年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である			

### ■年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税(生年月日)	後期高齢者医療保険料(後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引きが始まる時期
昭和28年4月3日～10月2日生まれ	平成30年6月1日～10月2日	4月
昭和28年10月3日～12月2日生まれ	平成30年10月3日～12月2日	6月
昭和28年12月3日～昭和29年2月2日生まれ	平成30年12月3日～平成31年2月2日	8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせく

ださい。介護保険料は、年金からの差引きになった場合、ほかの支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

鶴岡市地域介護予防活動支援事業補助金

## 運動を取り入れた介護予防活動を支援します

☎本所長寿介護課 ☎内線533または各地域庁舎市民福祉課へ

住民が主体となって高齢者の生きがいづくり等のために「通いの場」を設け、室内での運動を主とした介護予防活動をする場合に補助します。

## ■活動実施期間

来年3月31日④まで

## ■対象団体

月2回以上、1回30分以上の運動を含むおおよそ1時間30分の介護予防活動を行う65歳以上の市民5人以上の団体

## ■補助対象経費

講師謝金、コピー代、会場使用料等（飲食費など、個人に係る経費を除く）

## ■補助金額

- ▷参加者数10人以上…年間5万円
- ▷参加者数5人～9人…年間2万5,000円

## ■募集期間

4月1日⑤～26日⑤

## ■その他

- ・申請書類やチラシは、市HPからダウンロードすることもできます
- ・審査で補助の可否を決定します



## まちづくり

「鶴岡まち活」

## 市民によるまちづくり事業を募集します

☎本所地域振興課 ☎内線586または各地域庁舎総務企画課へ

「鶴岡いきいきまちづくり事業」「住民自治組織ステップアップ事業」「鶴岡パートナーズ」の3つの事業が「市民まちづくり活動促進事業」に生まれ変わります。

## ■募集内容

▷対象事業

- ①地域特性を生かしたまちづくり活動
- ②若者が行うまちづくり活動や地域に関する学び
- ③市と協働して取り組む市施設の整備・修繕等  
※営利目的、政治的または宗教的、内部の親睦のための事業は対象外

▷対象団体

- ①③…市内を拠点にまちづくり活動に取り組む、

構成員の過半数が鶴岡市民である5人以上の団体 ※営利事業者、個人は対象外

- ② …市内在住の3人以上の若者による団体・グループ

## ■支援等の内容

▷補助金の交付、原材料の支給

- ①補助対象経費の3分の2以内（上限20万円。年1件のみ上限50万円）
- ②補助対象経費の10分の10以内（上限10万円）
- ③原材料の現物支給（上限20万円）

## ■応募方法

事業により異なります（①については5月7日④まで要望書を提出）。本所地域振興課または各地域庁舎総務企画課に必ず事前にご相談ください。

## 市役所

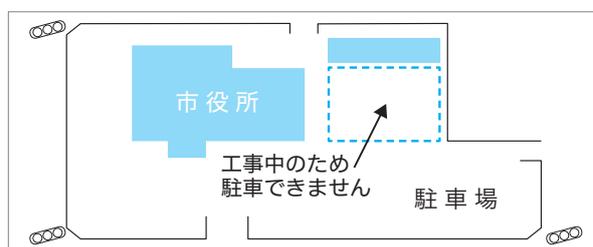
## 市役所本庁舎別棟整備工事に伴う駐車場減少のお知らせ

☎本所契約管財課 ☎内線335

市役所本庁舎の作業室を建設する工事を実施しているため、駐車場が狭くなっています。

来庁する皆様には大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■工事期間 9月30日⑤まで



## 高齢者用定期券「ゴールドパス」と「自動車運転免許証返納者割引定期券」について

☎本所地域振興課内「鶴岡市地域公共交通活性化協議会」事務局 ☎内線522または庄内交通株 ☎22 - 2600へ

市では、「70歳以上の方」と「自動車運転免許の全てを自主返納した方」のバス定期券購入に補助しています

### ■販売する定期券と購入できる方

庄内全域の庄内交通株バス路線\*と市営バス路線が乗り放題の定期券です。

\*高速バス全線、庄内空港連絡バス、季節運行区間「羽黒山頂～月山八合目」、臨時バス「赤川花火臨時バス」・「羽黒山松例祭臨時バス」等を除く。

▷高齢者用定期券「ゴールドパス」 …本市に住民登録がある70歳以上の方

▷自動車運転免許証返納者割引定期券…本市に住民登録があり、自動車運転免許証を自主返納した方で運転経歴証明書をお持ちの方（年齢不問）

※市の補助対象は年間12か月分までです。補助対象期間（定期券有効期間）中の重複した購入に補助することはできません。

※払戻し、再発行はできません。紛失等には十分注意してください。

### ■料金（両定期券とも共通）

券種	販売金額	
1か月券	2,500円	（通常料金1万円）
3か月券	7,500円	（ // 2万7,000円）
6か月券	1万5,000円	（ // 5万4,000円）
12か月券	3万円	（ // 10万8,000円）



### ■購入手続きに必要な物

▷高齢者用定期券「ゴールドパス」 …顔写真（縦約2.5cm×横約2.0cm）、保険証などの住所・年齢を証明できるもの

▷自動車運転免許証返納者割引定期券…顔写真（縦約2.5cm×横約2.0cm）、運転経歴証明書（免許返納時に警察署が発行）

※各定期券は代理の方でも購入できます。対象の方の上記「購入手続きに必要な物」をお持ちください。

### ■販売場所

エスモールバスターミナルまたは庄内交通株温海営業所

#### 出張販売します

老人クラブや地域事業等の会場に庄内交通株のスタッフが出向き、その場で定期券を発行します。希望する場合は実施日時を庄内交通株にご相談ください。

健康・福祉



平成31年度の特定健診・特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上になる市国民健康保険（市国保）及び後期高齢者医療保険の加入者に受診券を送付しています。ただし、かかりつけ医で受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。受診の際は受診券と保険証が必要です。別途質問票や人間ドック受診券が送付されている方は併せてお持ちください。かかりつけ医で受診する場合は6月～9月です。5月1日以降に市国保に加入する方で、特定健診を希望する場合はお問い合わせください

▼特定保健指導 市国保加入者で、特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または本市から特定保健指導の案内を送付します。保健師や管理栄養士が専門的に適切なアドバイスを行います。自己負担はありません

▼共通 健康課 ☎内線366、本所 国保年金課 ☎内線125または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種に助成します

対 このワクチンを接種したことがなく、4月2日～来年4月1日に65歳・70歳・

本市への移住・定住を支援します

# 県外からの移住希望者向け「お試し住宅」利用者を募集します

■本所地域振興課 ☎内線585

## 県外から鶴岡市への移住をご検討の方へ

鶴岡市の民間の賃貸物件に、実際に住んでみませんか。最長6か月間の家賃等の一部を補助し、鶴岡暮らしを後押しします。

### ■対象者と募集数

▷対象者…以下の全てに該当する方

- ・県外から本市に移住を希望する成人の方
- ・移住の理由が転勤、本市在住者との結婚または進学以外の方
- ・国、県または他市区町村から住宅についての補助金や公的扶助を受けていない方
- ・本市の税を滞納していない方(Uターン者の場合)
- ・申込者・同居者が暴力団構成員でない方

▷募集数…4件程度

※基本的に先着順ですが、要件等の審査があります(市の審査とは別に物件管理会社の審査あり)。

### ■募集開始

4月8日⑩から

### ■支援内容

「お試し住宅」契約時・入居中に自己負担した家賃及び仲介手数料、家賃保証保険保証料の一部を、補助対象期間終了後の申請に基づき最長6か月間補助します(下表参照)

### ■対象となる物件

鶴岡市移住・定住促進サイト「前略 つるおかに住みマス。」に掲載しています。



鶴岡市移住・定住促進サイト  
前略 つるおかに住みマス。  
<http://tsuruoka-iju.jp/>

(表) 家賃区分と家賃・仲介手数料・家賃保証保険保証料補助額

家賃区分	補助項目	家賃補助額 (最長6か月)	仲介手数料補助額	家賃保証保険保証料 補助額
～1万5,000円		0円	家賃以内の仲介手数料の相当額	家賃以内の家賃保証保険保証料の相当額
1万5,001円 ～4万6,000円		家賃から1万5,000円を差し引いた額	家賃以内の仲介手数料の相当額	家賃以内の家賃保証保険保証料の相当額
4万6,001円～		3万1,000円	4万6,000円以内の仲介手数料の相当額	4万6,000円以内の家賃保証保険保証料の相当額

胃がんの大きな原因であるヘリコバクター・ピロリが体に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施し、早期

## 中学生胃がん予防のために

将来の胃がん予防のために

胃がんの大きな原因であるヘリコバクター・ピロリが体に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施し、早期

## 平日は忙しくて時間が取れない方等に

日曜日がん検診

①7月7日⑩ ②9月1日⑩ 場荘  
内地区健康管理センター 対本市に住  
民登録がある40歳以上の方で職場の  
がん検診がない方各回先着30人 ④  
費・■受付時間 ▽胃がん(1,000  
0円)・大腸がん(5000円)・肺がん  
(2000円)：午前7時30分～9時(原  
則全て受診) ▽乳がん(1,2000円)  
：午前8時30分～9時30分 ①5月  
20日⑩まで、②7月22日⑩まで、健康  
課 ☎内線366または各地域庁舎市民  
福祉課へ ⑤生活保護・市民税非課税  
世帯の方に減免制度あり(要事前申請)

発見・治療につなげます。詳しくは学校を通じてお知らせしています。

【本市に住民登録がある中学2年生  
健康課☎内線368

### 風しんの抗体検査・定期 予防接種のお知らせ

風しんの予防接種を受ける機会のがあった世代の男性が、2022年3月までに限り、抗体検査及び定期予防接種の対象者になります。

【昭和37年4月2日～54年4月1日生  
まれの男性】**無料**（定期予防接種は一部自己負担が生じる場合あり）**他**

今年度は昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方に案内文書を順次送付（十分な抗体価がある検査結果や予防接種歴の記録がある方を除く）

【健康課☎内線372または各地域庁舎市民福祉課へ

### がん患者医療用ウィッグ購 入費の一部を助成します

【市内在住で次の全てに該当する方

①がんと診断され、がんの治療を受けている ②がんの治療に伴う脱毛によって、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあるため、医療用ウィッグの装着が必要である

③他の法令等に基づく助成を受けていない ④平成30年4月1日以降に購入したもので過去に本事業の助成を受けていない

■助成額 購入費の2分の1（上限2万円。助成回数は1人につ

きウィッグ1個、1回限り）**持**がん

の治療を受けていることの証明書類

（お薬手帳、診療明細書等）、医療用ウィッグ購入時の領収書、運転免許証または医療保険証の写し、印鑑、振込先通帳の写し **申**申請書を健康課☎内線376へ **他**代理申請の場合は委任状及び代理人の本人確認が必要。市HP

### 日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 **副**65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難なひとり暮らしの方等（要介護2以上または認知症自立度Ⅱa以上）

▼電磁調理器 **副**65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方等（介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリスト該当者、要支援2以上）

▼共通 **持**印鑑 **申**各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎内線193 または各地域庁舎市民福祉課へ

### リフト付タクシーを利用す る方へ助成券を交付します

【市内在住の、65歳以上で市民税非課税の方または40歳～64歳で要介護認定を受けている市民税非課税の方で、通院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠な方 **内**医療機関への通院や入退院のため、リフト付タクシーを利用する場合に、1枚

当たり300円のサービス券を月8枚、年間96枚を限度に交付 **持**印鑑 **申**各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ

### 認知症高齢者等 見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出するときや介護疲れで休息したいとき等に、見守り支援員が訪問し、認知症高齢者などの見守りや話し相手等を行います。

【市内在住の認知症高齢者等（65歳以上の方または40歳～64歳の要介護認定を受けている方）で日常生活自立度がⅡa以上の方 **時**1か月当たり80時間まで **費**1時間200円（生活保護世帯は無料。利用料は利用時間帯によって割増しになります） **申**各地域包括支援センター・居宅介護支援センター、本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ **他**事前に担当のケアマネジャーにご相談ください

### はり・きゅう・マッサージ 等施術費の一部助成

【70歳以上の方 **内**市と協定している、はり・きゅう・マッサージ師等から受けた施術1回につき1,000円の助成券を交付（年6枚、10月以降の申請については年3枚） **持**年齢を証明できるもの（保険証・免許証等）、印鑑 **申**本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ **他**鶴岡地域

では各地区コミュニティセンターでも受け付けます（学区コミュニティセンターを除く）

### 地域包括支援センターの 名称などが変わります

▼旧しおん荘地域包括支援センター

■新名称 鶴岡西地域包括支援センター

■新住所 友江町2-18（旧友江

荘跡地） ■新電話番号 ☎35-0300

▼旧地域包括支援センターかみじ荘

（☎64-8281） ■新名称 地域包括支援センターはぐろ

【各地域包括支援センターまたは本所長寿介護課☎内線531へ

### 障害者手帳の交付

障害の内容、程度に応じて各手帳が交付されます。交付申請を受け付けていますのでご相談ください。

▼身体障害者手帳 **持**手・足・目・耳・言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方

▼療育手帳 **副**発達期に知的機能の障害がみられ、日常生活に制限のある方

▼精神障害者保健福祉手帳 **副**精神の疾患があり、日常生活に制限のある方

▼共通 **申**本所福祉課☎内線137または各地域庁舎市民福祉課へ **他**既に手帳をお持ちの方で、手帳に記載されている住所と現住所が異なる方は「居

内=内容 師=講師・指導 費=費用・料金 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ 他=その他 HP=ホームページ

住地変更届」が必要です。手帳と印鑑、マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちの上、届出してください

### 民生委員児童委員が委嘱されました

困りごとなど気軽にご相談ください。次の方が委嘱されました。(敬称略)

▽第6民生区(第六学区) …石塚美代(主任児童委員)

閩本所福祉課☎内線272

## 税・年金・医療



### 確定申告や市・県民税申告がお済みでない方へ

申告が済んでいないと、所得・課税証明書を発行できない場合があります。確定申告が必要な方は電話予約した上で税務署へ、市・県民税申告が必要な方は本所課税課へ速やかに申告書を出してください。

閩確定申告：鶴岡税務署☎22・140

1 市・県民税申告：本所課税課☎内線201

### 固定資産税の縦覧制度・閲覧制度

▼縦覧制度 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることができま

す 納税者、納税者の代理人、納税者と同一世帯の家族

▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産課税台帳(名寄帳)を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件について確認できます

☑納税義務者、納税義務者と同一世帯の家族、納税代理人、借地人・借家人、これらの代理人等

▼共通 日4月1日⑩～5月31日⑤

閩本所課税課または各地域庁舎市民福祉課 ①無料(課税台帳の写しの交付は有料) ②免許証等本人確認書類(代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要) 閩本所課税課☎内線207

### 国民年金からのお知らせ

▼平成31年度の国民年金保険料が変更されました 4月分以降の保険料は月額1万6、410円です(年間保険料は19万6、920円)

▼保険料の前納制度について 保険料1年分を一括で5月7日⑩までに納付すると割引されます。納付書で納付する場合の納付額は19万3、420円(3、500円割引)、口座振替で納付する場合は納付額は19万2、790円(4、130円割引)です(6か月分の前納もできます)

▼当月口座振替(早割制度)もお得です その月の保険料をその月の末日に

口座振替で納付すると、月額50円割引され、保険料は1万6、360円になります。なお、前納・早割制度を利用した方が、会社等に勤めた場合や、死亡した場合等、国民年金の被保険者の資格を喪失したときは、資格を喪失した月以降の保険料が還付されます

### 重度心身障害(児)者医療証をお持ちの方へ

閩鶴岡年金事務所☎23・5040、本所国保年金課☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

毎年医療証更新手続きを簡素化し、自動更新とします。申請書の提出が必要な方には、書類を郵送してありますので、4月19日⑤まで提出下さい。申請書の提出がない場合は自動更新にはならず、新しい医療証は交付されません。閩本所国保年金課☎内線128または各地域庁舎市民福祉課へ

## 生活・その他



### 浄化槽を設置・交換する方へ

▼合併浄化槽を設置する方への補助 今年度、鶴岡地域、羽黒地域の対象区域で、合併浄化槽(5人槽～10人槽)を設置する方に補助金を交付します。その他の地域の対象区域については、市が設置します

▼合併浄化槽に交換する方への補助

対象区域で、単独浄化槽・汲み取り便槽を合併浄化槽に交換(新築・建替えは対象外)する方に、山形県浄化槽整備促進事業に基づく補助金を交付します

▼排水設備工事を行う方への補助 対象区域で、合併浄化槽を設置するために、排水設備工事(既設の汲み取り便所の改造または既設の単独浄化槽の廃止を伴うものに限る)を行う方に補助金の交付または融資あつせん及び利子補給を行います

▼共通 対象区域 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水処理計画区域を除く区域 申上下水道部下水道課☎25・5860 他いづれも予算の上限に達し次第終了します

### 井戸水などを使用している下水道使用者の方へ

井戸水や湧水をお使いの場合は原則としてメーターを設置していただきますが、設置が難しい場合は次のように認定します。

▽井戸水や湧水のみを使用している家庭の場合：1人当たり1か月6㎡とし、世帯人数を乗じて使用水量を認定

▽上水道と井戸水等を併用している家庭の場合：上水道の使用水量に、1人当たり1か月3㎡を世帯人数分加えて認定

世帯人数に変更があった場合は届出が必要ですので速やかに提出してください。

上下水道部総務課 ☎ 23・7731

### 下水道用自己メーターの管理について

メーターは計量法によって有効期限（8年間）が定められています。自己メーターを設置の方は、期限が切れる前に、交換や撤去など適切な管理をお願いします。既に期限が切れている場合は、不具合で正確な検針ができない場合もありますので、早急にご対応ください（交換などに係る費用は自己負担）。また、違法な接続は処罰される場合がありますのでご注意ください。  
 上下水道部水道課 ☎ 23・7732

### 狂犬病予防注射は毎年春（4月～6月）に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。  
 ▼4月・5月に全地域で集合注射会場を設けます（注射料金3,200円）登録済みの方には3月末に案内はがきを送付しています。日時・会場等は案内はがき・市HPでご確認ください（都合に合わせてどの日時・会場でも注射を受けることができます）

▼犬を飼う場合は市への登録が必要で（新規登録料金3,000円）注射会場でも新規登録や登録事項の変更手続きができます。他市区町村から転入した方は、前登録地での鑑札をお持ちください（なくした方は別途1,600円が必要）

▼狂犬病予防注射・新規登録は動物病院でも行えます 案内はがきが必要（料金は各動物病院にご確認ください）

▼共通 健康課 ☎ 内線362または各地域庁舎市民福祉課へ 他犬をリード等でつなぎ、ふん尿の後始末ができれば準備してお越しくください

### 町内会に加入しましょう

町内会（自治会・住民会等）は、同じ地域に住む人たちが助け合い、安全・安心で明るく住みよい地域をつくるための組織で、住民同士の親睦・交流活動、ゴミステーションの設置や清掃、防犯灯の設置、防犯パトロールや防災訓練及び広報の配付等も行っていきます。加入手続き等については、お住まいの町内会等へお問い合わせください。また、連絡先などが不明な場合は、本所コミュニティ推進課 ☎ 内線122または各地域庁舎総務企画課へお問い合わせください。

### 農産物等の加工に取り組んでみませんか

市内在住の農林漁業者または農林漁業者を含む団体が行う、農林水産物の加工に新たに挑戦する事業、食品加工会社と連携して加工品開発に取り組む事業、グリーン・ツーリズムに関する事業 ■補助金額 事業費の3分の2以内（上限30万円） 申 4月26日 ☎ まで本所農政課 ☎ 内線574または各地

域庁舎産業建設課へ 他締切り後も予算の範囲内で随時受付。市HP

### 農産物等の販路拡大に取り組んでみませんか

対農業者が中心の団体、農協、直売組織、農業生産法人などが行う、首都圏等の県外で開催される商談会への出展、バイヤーとの商談など販路開拓活動 ■補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限は国内10万円、海外25万円） 申 4月26日 ☎ まで本所農政課 ☎ 内線574または各地域庁舎産業建設課へ 他締切り後も予算の範囲内で随時受付。市HP

### つるおか・アグリメール 配信のご案内

農業者向けの補助金、セミナー等の各種案内をメールでお届けします。  
 ■配信日 不定期 ■配信者 本所農政課 ■登録方法 件名に「メール配信希望」、本文に氏名、住所、電話番号、メールアドレスを明記し、同課に電子メールまたは☎25・8763を送信 本所農政課 ☎ 内線567 他市HP

### 農商工観連携・6次産業化 相談窓口等をご利用ください

市では、市内農林漁業者・商工業者等で農商工観連携及び6次産業化に取り組む意欲がある方の相談に応じサポートするため、「農商工観連携・6次

産業化相談窓口」を本所農政課・商工課、各地域庁舎産業建設課に設置しています。気軽にご相談ください。

本所農政課内つるおか農商工観連携総合推進協議会 ☎ 内線567、本所商工課 ☎ 591または各地域庁舎産業建設課へ 他6次産業化関連施策等の情報をまとめたガイドブックは市HP

### 農作業中の事故に注意しましょう

5月31日まで「まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全」をテーマに「春の農作業安全確認運動」を実施します。次のことに留意し、安全な作業を心掛けましょう。また、万が一に備え、労災保険や任意保険に加入しましょう。

▽作業前に安全確認、環境整備を 作業に適した服装で 点検整備はエンジン止め 計画的な作業で、適度な休憩を 本所農政課 ☎ 内線579または各地域庁舎産業建設課へ

### 春の山菜採りシーズンを迎えます 山菜採りの事故に注意!!

出掛ける前に次のことを確認し、遭難事故に遭わないよう注意しましょう。▽1人で出掛けない 行き先や帰る時間を家族に知らせて出発する 携帯電話等の通信手段を確保する 道に迷ったらむやみに動き回らない 早く出掛けて早く帰る

# 医師修学資金貸与制度のご案内

☎庄内病院総務課 ☎26 - 5111内線6327

医学生を経済的に支援するため医師修学資金を貸与しています。大学卒業後一定の期間、当院に勤務すると、貸与した資金の返還を免除します。現在、本市出身の医学生7人が利用しています。

◆対象は次の条件を満たす方です

- ▷ 大学卒業後、医師として当院に勤務する意思がある
- ▷ 大学の医学を履修する課程に在学している
- ▷ 原則としてほかの修学資金等の返還債務がない

◆申込み受付

5月31日☎まで（郵送の場合は当日消印有効）  
貸与までの流れなどの詳細は当院HPをご覧ください

また、ダニを媒介とする感染症ウイルスへの対策として、山に入る際は長袖を着用するなど肌を露出しない服装を心掛けましょう。

☎本所防災安全課 ☎内線199

## 「忘れてない？ サイフにスマホに火の確認」 春の火災予防運動を実施します

4月9日☎～22日☎の2週間、「住宅防火対策の推進」等を重点目標に掲げ「春の火災予防運動」を実施します。空気が乾燥する春先、たき火、たばこなどが原因の火災が多発しています。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。

☎消防本部予防課 ☎22・8332 ☎市HP

## 「忘れない豊かな森と火の怖さ」 山火事注意！ 多発時期です

山火事の原因の多くは、たき火・たばこ・火入れの不始末です。行楽や山菜採りで山林に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による森林の焼失を防ぎましょう。

☎本所農山漁村振興課 ☎内線559  
または各地域庁舎産業建設課へ

## 「緑の募金」にご協力を お願いします

5月4日☎の祝日「みどりの日」は、国民が自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育む日です。4月15日☎～5月14日☎は「みどりの月間」として、全国で「緑の募金」活動が実施されます。この募金は、森づくりや街の緑づくり、学校の緑化活動等に有効に活用されます。市民の皆さんのご協力をお願いします。また、緑化事業を行う団体への交付金制度による助成を予定しています。

☎本所農山漁村振興課 ☎内線559  
または各地域庁舎産業建設課へ

## 4月6日～15日は 新入児童(園児)の交通事故防止強化週間

新入学の時期は、交通ルール等に不慣れな児童・園児の急な飛び出しなどによる交通事故の発生が懸念されます。

「よく見て 確認 ゆとり行動」を心掛け、子供に思いやりのある運転で交通事故防止に努めましょう。

☎本所防災安全課 ☎内線163

## 毎年4月2日は世界自閉症啓発デー 4月2日～8日は発達障害啓発週間

毎年4月2日は自閉症啓発のため、いやし・希望・穏やかを表す「青」をシンボルカラーとして、世界各地でイベントやライトアップが行われます。また、日本では2日～8日を、自閉症をはじめとする発達障害を知るための発達障害啓発週間としています。

発達障害への理解を深め、互いに個性を尊重し、支え合う社会を目指しましょう。

☎本所福祉課 ☎内線130

## ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、巣立ちして間もない幼鳥を見掛けることがあります。親鳥が近くにいるため、救護をしないでそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。

☎本所農山漁村振興課 ☎内線559  
または各地域庁舎産業建設課へ

## 新たな森林経営管理制度 が始まりました

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源のかん養等に影響を及ぼすことが懸念されます。

森林が適切に経営・管理されていない場合に、所有者の意向を確認し、市が経営・管理を受託することができる森林経営管理制度が4月に始まり、今後、森林の調査等を実施しますのでご協力をお願いします。

☎本所農山漁村振興課 ☎内線597

## 野焼きは法律で 禁止されています

例年春先に野焼きによる火災が多発しています。野焼きとは、廃棄物等を屋外で燃やす行為で、大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を来します。

また、違法に焼却すると懲役または罰金が科せられます。ドラム缶やブロツク囲いでの焼却、基準に合わない焼却炉の使用も禁止されています。

☎野焼きに関する相談：本所環境課 ☎内線718 火災の場合：☎119

## 紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

■募集要件 ①鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または準市内であること ②紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること（紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須） ③市内一円に配達可能であること

■業務開始 9月配達分から ☎5月10日☎まで本所長寿介護課 ☎内線193へ